相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県高松市多賀町三丁目四九五番地、最後の住所香川県高松市多賀町三丁目一七番三一号
被相続人　亡　大川　弘子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月十五日
香川県高松市塩上町一―二―三〇　三宅ビル二階　高松あさひ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　藤本　隆英

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県宮崎市京塚一丁目二九一番地、最後の住所宮崎県宮崎市大字本郷南方四五六三番地一　市営住宅一〇六棟一三号
被相続人　亡　小田原　茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月十五日
宮崎県宮崎市松山一丁目六番一二号
相続財産管理人　平野龍三郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県国頭郡伊江村字東江前二一九〇番地、最後の住所沖縄県国頭郡伊江村字東江前一七九一番地
被相続人　亡　内田　信夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月十五日
沖縄県沖縄市知花一丁目二六番一〇号コザ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　齋藤　祐介

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成三十年二月十五日

一、墳墓等所在地　滋賀県長浜市高月町柏原八二六番地
一、墳墓等の名称　柏原墓地
一、死亡者の本籍及び氏名　すべて不詳
一、改葬を行おうとする者　滋賀県長浜市高月町柏原六九五番地　柏原自治会　会長　野村　純一

公示送達

西三河都市計画事業岡崎真伝特定土地区画整理事業に係る左記の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定による換地処分通知は、送付すべき場所を確認することができない、または送付したが受領を拒まれたので、同法第百三十三条第一項及び同条第二項において準用する同法第七十七条第五項の規定により、書類の送付にかえて当該通知の内容を次のとおり公告します。

記

一、書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所　岡崎市真伝町字吉祥二番地一八
氏名　勝盛　俊博
土地の表示
岡崎市真伝町字吉祥一一番一二三の土地
住所　豊田市平戸橋町神田一二七番地一
氏名　杉山　裕一
土地の表示
岡崎市稲熊町字大岡作一一番二の土地
住所　豊川市四ツ谷町一丁目一一番地一
氏名　寺部　良雄
土地の表示
岡崎市稲熊町字猫沢三九番の土地
住所　岡崎市井田西町五番地一七
氏名　城殿二三男
土地の表示
岡崎市稲熊町字猫沢三九番の土地
住所　岡崎市井田西町五番地一七
氏名　城殿　信子
土地の表示
岡崎市稲熊町字猫沢三九番の土地
住所　岡崎市板屋町四七番地
氏名　浅井　賢三
土地の表示
岡崎市稲熊町字猫沢三九番の土地
住所　瀬戸市山手町五番地
氏名　野村　淑子
土地の表示
岡崎市真伝町字吉祥二九番九の土地
住所　東京都中野区大和町四丁目二六番二一号
氏名　六角　優香
土地の表示
岡崎市真伝町字吉祥一一番三、一八番一一、一八番一二の土地

二、通知の内容

土地区画整理法第百三条第一項の規定により、西三河都市計画事業岡崎真伝特定土地区画整理事業の換地計画において定められた、別紙明細書及び換地図のとおり、換地処分をします。

教示

一、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して三箇月以内に岡崎市長に審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第十九条に規定されています。）

二、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に土地区画整理組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

三、右記一の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に土地区画整理組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、別紙の掲載は省略し、それらを岡崎市真伝町字吉祥一一番地一の二の掲示場において掲示しています。

平成三十年二月十五日
愛知県岡崎市十王町二丁目九番地
岡崎真伝特定土地区画整理組合
理事長　原田　久夫

債権申出の公告（第二回）

当基金は、平成三十年一月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年二月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から排斥します。

平成三十年二月十五日
京都府京都市下京区烏丸通仏光寺上ル二帖半敷町六四六　近畿印刷工業厚生年金基金
代表清算人　瀧本　正明

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成三十年三月三十日であり、株主総会の決議は、平成二十九年十二月二十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成三十年二月十五日
石川県金沢市問屋町二丁目三五番地
弘進ゴム株式会社
代表取締役　今井　仁

第66期決算公告

平成30年2月15日
石川県金沢市問屋町二丁目35番地
弘進ゴム株式会社
代表取締役　今井　仁

貸借対照表の要旨（平成29年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	47,738
	固定資産	17,771
	合計	65,509
負債及び純資産の部	流動負債	67,600
	負債本資	75,179
	固定資産	△77,270
	株主資本	10,000
	資本剰余金	△87,270
	利益剰余金	△87,270
	その他利益剰余金	△87,270
	（うち当期純損失）	(53,758)
	合計	65,509

第13期決算公告　平成29年11月30日
東京都港区六本木一丁目8番7号
六本木麻布台ビル
アバナード株式会社
代表取締役　安間　裕

貸借対照表の要旨（平成29年8月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	4,110,153
	固定資産	112,754
	資産合計	4,222,907
負債及び純資産の部	流動負債	1,310,426
	固定負債	27,177
	株主資本	2,885,304
	資本金	85,000
	資本剰余金	65,000
	資本準備金	65,000
	利益剰余金	2,735,304
	その他利益剰余金	2,735,304
	（うち当期純利益）	(648,593)
	負債・純資産合計	4,222,907